

新旧対照表

(旧) 個人情報取扱特記事項		(新) 個人情報等取扱特記事項	
派遣労働者の利用時の措置	第8 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。 2 受注者は、<u>発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</u>	派遣労働者の利用時の措置	第8 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。 2 受注者は、<u>派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。</u>